

狂犬病予防法に基づく事務の手数料の減免に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年条例第75号）第6条第1項の規定に基づき、同条例に規定する狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく事務の手数料の減免の取扱いについて定めるものとする。

(減免の対象等)

第2条 市長は、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる手数料については、特別の事由があるものとして当該手数料を減免するものとする。

(1) 狂犬病予防注射済票交付手数料

(2) 狂犬病予防注射済票再交付手数料

2 前項に規定する減免の別は、免除とする。

(減免の申請等)

第3条 前条第1項に規定する手数料の減免を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出に当たっては、身体障害者補助犬健康管理手帳の写しを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第2号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

狂犬病予防法に基づく事務の手数料減免申請書

年 月 日

函館市長 様

住所

申請者 氏名

電話

私の飼い犬は、身体障害者補助犬法第2条に規定する身体障害者補助犬ですので、狂犬病予防法に基づく事務の手数料の減免に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、手数料の減免を申請します。

狂犬病の予防注射の対象となる犬	犬の種類		犬の生年月日	
	犬の毛色		犬の性別	
	犬の名		登録番号	
	認定番号		その他の特徴	
	区分	<input type="checkbox"/> 盲導犬 <input type="checkbox"/> 介助犬 <input type="checkbox"/> 聴導犬		
減免を申請する手数料	<input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射済票交付手数料 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射済票再交付手数料			
備考				

添付書類

身体障害者補助犬健康管理手帳の写し

別記第2号様式（第3条関係）

狂犬病予防法に基づく事務の手数料減免承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった手数料の減免については、
次のとおり決定したので通知します。

1 承認

- | | |
|---------------|---|
| (1) 減免前の手数料の額 | 円 |
| (2) 減免する金額 | 円 |
| (3) 減免後の手数料の額 | 円 |

2 却下

理由

（※却下の場合下記の内容を記載する）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

